

創立 1986 年

2021～2022年度クラブ目標

『新たな奉仕に踏み出そう
ロータリーの次の百年のために』

会長 鈴木 孝 幸
幹事 須藤 正 樹



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-22年度国際ロータリーテーマ

第1690回例会

令和3年12月2日(12:30～13:30)



○ソング

- 国歌(君が代) ●奉仕の理想

○スマイルBOX

- 鈴木孝幸会長(先週の新入会員歓迎会に参加されたみなさん、ありがとうございました。本日の水上会員、卓話ありがとうございました。先週のガバナー事務所開き参加されたみなさま、深谷ノースクラブ訪問に参加されたみなさま、ありがとうございました。)
- 須藤正樹幹事(水上会員、卓話ありがとうございます。先週スマイルをしてなかったです。結婚記念プレゼントありがとうございます。)
- 村上堅二会員(水上様、卓話ありがとうございました。それから誕生日プレゼントありがとうございます。)
- 金田昇会員(地区では次年度ガバナーエレクト事務所が開設されました。月曜日は渋沢栄一の里、深谷ノースロータリーで友好を深めてきました。お世話になりました。)
- 大竹憂子会員(お誕生日のお祝い、ありがとうございます。)
- 永野文雄会員(水上会員さん、卓話ありがとうございました。12月14日で満76才になります。プレゼントありがとうございます。)
- 関谷亮一会員(水上会員の卓話ありがとうございました。11月29日の深谷ノースクラブ訪問で鈴木会長、金田ガバナー補佐始め出席されました皆様御苦勞様でした。)
- 居川孝男会員(水上先生卓話ありがとうございました。12月5日に65才になります。役場から介護保険証の手続きをしるとか、何かさみしさを感じますが、ゴルフはシルバーティから出来るので、ちょっと楽しみです。)
- 石部辰雄会員(結婚記念お祝いを戴きありがとうございます。54回目ですが、石川格子社長のお子様誕生日と一緒にと伺い、若さを頂戴しました。)
- 大住由香里会員(水上様卓話ありがとうございました。皆様のスマイルリポート確認していたら、自分の息子の誕生日だった事を思い出しましたのでスマイルいたします。)

▶第1690回例会出席状況 (R3年12月2日)

Ⓐ 出席免除を受けていない正会員数	50名
Ⓑ 出席免除の適用正会員数	14名
Ⓓ 全正会員数	64名
Ⓒ ①の出席者数	29名
Ⓔ ①のメイクアップ者数	1名
Ⓕ ②の出席者数	10名
Ⓖ = ③ + ④ + ⑤ (メイクアップ補填後の出席会員数)	40名
Ⓗ = ⑥ - (⑦ - ⑧)	60
Ⓘ = ⑥ / ⑨ × 100 (例会出席率)	66.6%

▶例会日: 第1・第3木曜日(12:30) その他の木曜日(18:30～19:30)

▶例会場: 白河市新白河駅前 東京第一ホテル新白河

▶事務局: 〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5(白河商工会議所内) ☎23-3101 FAX22-1300

本日のプログラム

■会長の時間

鈴木孝幸会長



皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、例会にご参加いただきまして大変ありがとうございます。今日は、予定が変わりまして水上会員の法律に関するお話をいただくということで、私は本当に法律、建築基準法以外疎いんですが、ちょっと勉強して帰りたいと思いますが、後程よろしくお願ひしたいと思います。今週の末に日曜日ですが、次年度ガバナーエレクトの佐藤正道ガバナーエレクトの事務所開きに喜多方で参加して参りました。写真を撮ってきたので、その様子を見ていただきながら話をしたいと思います。今回は、フルスペックというか、会合から最終的に宴会まですべて行ったんですけど、まずは内容的には佐藤正道ガバナーエレクトの新しい事務所開き。それと同様に、佐藤正道ガバナーエレクトのアメリカで行われるガバナーエレクト研修会の壮行会。そして、酒井善盛パストガバナーが国際ロータリーの規定審議委員会ですかね。そちらに出席するというところで、その壮行会でありました。このような立派な会場をあつらえて事務所開設披露式を行いまして、志賀ガバナーのお話を伺い、周りの方々のお話も伺って、その後、佐藤正道ガバナーエレクトのほうから話がありまして、一通りフルスペック、マスクはしておりますが通常通りの開所式。そして、壮行会となりました。最後には、ちゃんと懇親会も含めて素晴らしい設営。本当にここまでよく回復したということが実感できる、素晴らしい会だったと思います。ちょっとこの赤いスーツの人が私同じテーブルで友達になったんですけども、飯坂ロータリークラブの会長さんであります。この人は常に赤いスーツで歩いてるらしいです。最後に、これ先程の食事のメニューですけども、こんな形でフルスペックで見てもらえればわかりますとおり、本当にこの会場140人ぐらいいたんでしょいかね。最後まで盛大に行われた会でありました。以上、ご報告いたします。これは4人で参加して写真を撮らせていただきました。それは日曜日の件でありまして、今度はこちらの月曜ですね、姉妹クラブであります深谷ノースロータリークラブのほうに行ってまいりました。それで、震災の義援金ですね。我がクラブのメンバーの南湖神社の中目さんの南湖神社が被害に遭われたということで、渋沢栄一でゆかりがあるという関係から、深谷ノースロータリークラブだけじゃなく、沢山のクラブから義援金をいただきましたので、それを是非事業にしたいということで寄付をいただいております。まず、かなり多くの西ロータリークラブの面々が来てくれると想定していたのかもしれませんが、旅行代理店に頼んだ上で埼玉グランドホテルに集まった後に、あちらの名物料理ですけど煮ほうとうを食べて、あと渋沢栄一記念館のアンドロイドを見て、渋沢栄一の動くアンドロイドが置いてあるんですけど。それから、栄一生誕の家の「中の家」を見て、それから尾高惇忠ですね。渋沢栄一の志師というか、いろいろ教えてもらった大先輩というか、その方の生家を見て、あとお母さんゑいさんゆかり

の史跡、鹿島神社を見て、それから誠之堂と清風亭という渋沢栄一にゆかりのある建物を見て、「青天を衝け」の大河ドラマのドラマ館というのがあるんですけどそれは今、公民館を利用して使っていると。そこまで夕方5時近くまでご案内していただきました。まず、2年前ですかね、深谷ノースに白河西ロータリークラブから駅前のベンチを寄贈したということで、これ今画面に出ているのは深谷駅です。皆さん、ピンときたと思いますけども、東京駅そっくりなんですね。深谷のレンガが有名なんですけども、渋沢栄一がそのレンガ工場を作るのに貢献したということで、そのレンガが東京駅に使われて東京駅を建築したと。東京駅の駅前開発で東京駅が解体されるというふうな話が一時期出たらしいんですけども、それは非常にもったいないということで、東京駅を模した駅舎を作ったというのが所以だということをメンバーの方からお伺いいたしました。本当に素晴らしい。厳密にいうとレンガタイル、本当のレンガだと白華して汚れてしまうということで、レンガタイルで作ったんですけど、本当に東京駅の雰囲気が出ていい駅舎でしたね。皆さんにも本当に実際見ていただきたいと思います。こんな感じで、メンバーでベンチを見たついでに駅を見学しまして、この後からくり時計を、深谷ロータリークラブが確か800万と言ったと思うんですが、800万もする物を寄附したってどれだけお金があるクラブなんだと思って感心しましたがそういった形です。真ん中にキャラクターのふっかちゃんというのがいまして。これ後ろ向いてる写真なんですけど、これがグルグル回って時間になると上にせり上がってくる。下から渋沢栄一が出てくるらしいんです。これが表を向いたふっかちゃんがそのうちに出てくると思うんですけども、こんな感じですね。あとこの次に出てくる写真が、渋沢栄一ゆかりの地ということで、深谷を渋沢栄一を大々的に頼ってですね、頼ってという言い方は不適切かもしれませんが、村おこし、町おこしをしています。この次は記念写真ということで、この時にちょうど金田昇ガバナー補佐はこちらに向かっている途中で、この写真には入っておりません。この6名という形で終えまして、バスに乗って移動して見学を始めます。ドラマ見ていた方はわかると思いますが、本当にこの交差点のこれ、少しアップにしますけども血洗島。血洗島という地名が信号機に乗っているところ。観光地から観光地、見どころから見どころまで非常に近くて、バスで2〜3分とか5〜6分とかそういった感じで動いてるところです。それ見た後に、煮ほうとうというあちらの名物料理、南湖神社の近くのお店でも白河ラーメンの麵を使った煮ほうとうらしきものを、最近名物料理として出すようになったらしいです。これ煮ほうとうのお店屋さん前で、この建物が築80年の建物ですね。ですけども、この渋沢栄一の生家の地に立つ中の家って出てくるんですけど、そちらは160年ということで、逆のこのほうとう屋さんより全然しっかりしてるということで、どれだけ造りがいいんだということを先程集まって話していたところです。これは煮ほうとうが出来上がってくるのを待っているところです。こういったちょっと趣のあるお店ですね。「青天を衝け」煮ほうとうなんて、こういった「青天を衝け」渋沢栄一をめい



ばい使った村おこししてます。これは煮ぼうとうというやつです。なんか、けんちん汁に群馬県のちょっと幅の広いきし麵みたいなひもかわうどんみたいな、そういうやつを入れたような感じですね。お店にはいろいろ渋沢栄一にまつわる物が置いてありまして、これは箸入れなんですけど、渋沢栄一翁夢七訓とか、箸入れでもこんなふうな気遣いのあるような印刷がしてありましたり、あと青淵の書ですね。天意夕陽を重んじ人間晩晴を貴ぶということで、人間晩年が良ければそれが良いみたいな感じの書です。それが置いてあったり、あとは血洗島の命名の説明が書いてあったり、ほうとう屋さんでほうとうを食べるんですけど、渋沢栄一の知識がどんどん入ってくるようなお店でありました。その後に移動したのが、渋沢栄一記念館ですね。ふるさと創生一億円をつぎ込んで、この建物一億じゃ全然できませんが、それをつぎ込んで作った建物と言っております。これ何を見に来たかというのと、これブラタモリ、タモリさんも実はこの地をやっぱり探索してるんですね。何を見に来たかというと、この渋沢栄一アンドロイドというこれちょっとすごいので、動く蠟人形みたいな感じですね。こういうふうに渋沢栄一が教壇に立っているような感じですね。普通は行列でなかなか見れないところですが、ちょっと裏技で見せていただきました。凄い超リアルな感じですよ。同じ施設の裏側には渋沢栄一の銅像があるんですけど、こういった下から見ても頭が非常に大きい。これ実は、先程見せた深谷駅前に掲示してあったものですが、深谷駅前を上から銅像を見ることになるとますます頭が大きく見えてしまうということでおかしく見えちゃうということで、この博物館のほうに移設したというふうな話を聞きました。あと次に見せていただいたのが、旧渋沢邸の中の家というこれ有名な渋沢栄一が育ったのはかやぶきの屋根だったんですけど、その後それが全部燃えてしましまして、その後に全部建て直したと聞いております。ですが、渋沢栄一は度々こちらの中の家に戻ってきて余暇を楽しんだのかもしれないですね。そういった話を言っておりました。これは築160年以上だというような話を言っておりましたね。ガバナー補佐が一生懸命話を聞いてますね。このガイドさんもなかなかレアなお話をして、非常になかなか良いお話が聞けました。これが渋沢栄一の若き日の写真です。写真でなくて銅像であります。中の家は実際入れないんですけども、縁側からちょっと中を写真を撮らせてもらいました。本当に凄い幅4尺くらいあるような、これはなんでしょう。樫の空板みたいなやつなので、当時でも物凄い手に入らないような板材を一枚板で作ってるような感じですよ。この差物も凄い素晴らしいですし、あと相当なお金持ちだったんだろうなというのが推測できます。こちらアンドロイドで、こちら声はでない動くだけのアンドロイドというお話でありました。中目さんが一生懸命写真を撮ってます。表は古い趣なんですけど、やはり骨組が木造モルタルで固められたのか増築されたのか、最近まで使われてたのかこういった形になっておりまして、今後深谷市では2億位かけて内部改修を行っていくということを言っていました。ですから、



来年になりますとこちらに足場がかかって建物が全部見えなくなってしまうというふうな話でした。これはお決まりの案内してくれた深谷の皆さんと我々7人の、中の家の正面玄関の前の集合写真

であります。時間もないのでちょっと飛ばしますが、その後、尾高惇忠の家も見せていただきまして、これも無料です。ガイドさんと一緒に行ったので、いろいろ逸話を聞いたりしてきました。この鳥居は渋沢栄一のお母さんが非常に優しくかったというふうな逸話が残っている、なんか病気の方の背中をその共同浴場で背中を流してあげたと。切り株の共同浴場で背中を流してあげたと、ちょっと私もよく理解できないところが半分あるんですけど、そういった逸話が残る鹿島神社ですね。これはその切り株ですね。そういった所も見せていただいて、深谷の方々もなかなかここには来ないので、行ったついでに皆さんのことをお参りしてるんですね。こんな形で深谷ノースの皆様にはお世話になった今回の訪問でありました。今度、深谷ノースの方々が来られる際には、是非皆さんも一緒にもてなしてあげたいと思います。ちょっと時間がないところで、こんな形で最後に渋沢栄一の記念館というか、NHKが博物館みたいなものがあるんですけど、これは来年の1月10日までということで聞いております。興味のある方は1月10日までに行かれたらいいと思います。あと例会の中で、最後ですがこれ一番大切です。南湖神社に義援金をいただいてまいりました。これは後で、義援金を中目さんのほうにお渡ししたいと考えております。これが例会の最後の集合写真です。深谷市長まで来て、義援金をいただきました。ちょっとまとまらない話でしたが、以上でございます。

■幹事報告

須藤正樹幹事

- 白河赤十字奉仕団 委員長 安澤莊一：令和3年度「NHK海外たすけあい」キャンペーン 実施にかかる街頭募金への協力について
- 国際ロータリー日本事務局 事務局長 小林宏明：国際ロータリー日本事務局「在宅勤務延長」のお知らせ
- 国際ロータリー日本事務局 財団室：RI日本事務局 財団室 NEWS2021年12月号
- 国際ロータリー・データサービス部：2022年1月クラブ請求書の作成にあたってのお願い
- 国際ロータリー日本事務局 業務・IT室：疫病予防と治療月間 リソースのご案内
- 国際ロータリー日本事務局 経理室：国際ロータリー日本事務局経理室より2021年12月RIレートのお知らせ

■委員会報告

○米山記念奨学会委員会

池田浩章委員長



皆さん、こんにちは。本年度の特別寄付金、これは個人的に10万円なんですけど、寄付をしていただける方々が決定しましたので発表させていただきます。まずお一人目、鈴木孝幸会長。二人目、金田昇バスト会長。三人目、私、池田会員がさせていただきます。本年度目標は2名ということだったんですけど、3名の方がご協力いただきまして本当にありがとうございます。この場を持ちまして感謝させていただきます。本当にありがとうございます。

○社会奉仕委員会

村上堅二委員長



皆さん、こんにちは。社会奉仕委員会の村上でございます。毎回、例会でお話させていただいておるわけなんですけども、12月19日、ロータリー奉仕デー、誇れる街プロジェクトということで清掃活動をさせていただきたい

と思います。それで実は集合場所等々はまたご連絡入れますけども、皆さんの頭の中で12月19日、一応9時半集合で白河駅のほうでお願いしたいと思っています。新白河の駅ではありませんので、そこだけご理解いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。是非、皆さんご参加を募っておりますので、よろしくお願いいたします。

○雑誌広報委員会

大竹憂子委員長



皆さん、こんにちは。雑誌広報委員会より、「ロータリーの友」の紹介をさせていただきます。まず横組み、4ページ5ページに「RI会長メッセージ」が載っていますので、皆さんご覧になってください。続きまして、「コロナ禍でも負けない私の元気に過ごすコツ」ということで、7ページから17ページと広い範囲で載っております。個人編と会員企業編が紹介されていますので、是非ご覧になっていただければと思います。また、17ページには「産業カウンセラーが進める健康経営」ということで、いろいろと参考になることもあるかと思うので、是非ご覧になってください。続きまして18ページから22ページ、こちらは「障害は個性と思える社会に」ということで、今回の2020パラリンピックのほうに参加されていた江口さんと道下さんのお話が載っております。この中で、日本と違いがあるがロンドンでは心のバリアフリーであるということとか、また福岡中央エンジョイロータリー衛星クラブの活動とか、いろんな事が載っていますので、これを踏まえた上で最後の22ページのほうに載ってるように、障害がある人に触れることで気付きを得るかもしれないというようなことで、是非ご覧になっていただければと思います。続きまして、横組みの23ページ、「ドイツのロータリアン ノーベル化学賞を受賞」ということで、リスト氏のお話が載っております。リスト氏は北海道大学のほうにもいらっしゃったということで、日本人である我々も是非ご覧になっていただければと思います。続きまして24ページから25ページ、こちらが10月24日の世界ポリオデーの日に東京グループですね。2750地区のほうで行われた活動が載っていますので、こちらもご覧いただければと思います。続きまして、横組みの28～31ページのほう、「ロータリー日本財団 令和2年事業報告」ということで載っておりますので、そちらもご覧ください。続いて縦組みのほうですね。縦組みの4ページから8ページ、二川健教授による「筋肉を保持貯金する大豆のチカラ」ということで、宇宙実験でわかったことからリハビリの人、寝たきりの人のための薬ができるというようなお話が載っておりまして、すごい期待ができるのですごくワクワクしながら読める記事なので、是非ご覧になっていただければと思います。続きまして、縦組みの9ページから12ページですね。こちらはいわき小名浜ロータリークラブの村田裕之さんが紹介されています。皆さんご存じかと思いますが、「磐栄ホールディングス」の社長さんのお話なんですけど、とても気さくな内容になってますので、楽しんで読んでいただけたかなと思います。続きまして、23ページから29ページの「ロータリー・アット・ワーク」のほうに、28ページのほうですが富岡ロータリークラブの海岸清掃活動が載っていますので、是非ご覧いただければと思います。以上で、雑誌広報委員会からの報告とさせていただきます。

○深谷ノースロータリークラブから南湖神社への寄付

鈴木孝幸会長

先程も私の飛び飛びの会長の時間の中でも触れさせていただきましたが、前回の震災で南湖神社がまた被害を受けてしまいました。渋沢栄一の繋がりということで、深谷ノースロータリークラブさんが働きをかけてくれて、深谷市そして他のロータリークラブも幾つか賛同していただいて、沢山の義援金を集めてくれたようであります。また今回、我々が案内された大河ドラマ記念館とか市役所とか、いろんな所に募金箱を置いて一般の方々もこの募金に参加してくれたということでもあります。それを深谷ノースロータリークラブが取りまとめまして、我々白河西ロータリークラブのほうでお受けして、それを南湖神社様のほうにお渡しするというふうな流れであります。それでは寄贈式を行いたいので中目さん、どうぞ前に来てください。



○親睦委員会

石川格子委員

・結婚記念日

石部辰雄会員、阿部克弘会員

・誕生日

今井令雄名誉会員、永野文雄会員、居川孝雄会員
村上堅二会員、大竹憂子会員



■本日のプログラム

会員卓話

○水上泰真人会員



こんにちは。弁護士の水上と申します。今日、会員卓話担当ということで急遽選ばれてまして、時事問題ということでご報告させていただきたいと思っています。先週の新入会員歓迎会なんかも私参加できなくて、なかなかロータリークラブの例会も参加はしてるんですけど、月1回2回くらいしか参加できてなくて申し訳ないんですが、仕事がなかなか忙しいのは参加できないというところではありました。まだちょっと詳しくお話できてないような会員の方もいらっしゃると思うので、簡単に自己紹介も改めてさせていただきますが、地元に戻って独立してからもうあとひと月で7年になります。開業した時は30歳でしたからもう37歳になったんですけども、時間が過ぎるのは本当に早いなというふうに思っています。趣味はゴルフなんですけれども、最近一生懸命頑張ってるやっています。以前会長と一緒に回った時に101を記録したのが2年くらい前でして、それからずっと105を切れてなかったというところであるんですけども、つい先日、99ということで100を切ることがようやくで

きました。ありがとうございます。こんな感じでロータリーのほうのゴルフも、参加できる時は積極的に参加していきたいと思っています。それから、新入会員の挨拶は入会した後すぐにあったかと思うんですけど、あの時に少しお話忘れたところがあったんですが、実は私の母が昔厚生病院で看護師を、当時は看護婦ですけども、看護師をしていたことがあって、私も出産も当然その厚生病院でしたんですけども、その当時の出産の担当医が片倉先生だというふうに母から聞いています。私も、実は私の子供も片倉先生の所で出産していただいているので、親子二代に渡って取り上げていただいたということで、おそらく多分ここにいらっしゃる会員の中でも自分も取り上げてもらって、子供も取り上げてもらってると会員もなかなかいらっしゃらないのかななんて思いながら、結構そこは誇りに思っているところです。早速ですけども今日の卓話の内容ですが、所有者不明土地についてということでお話したいと思います。お手元のレジュメを見ながらお話をいただければとは思いますが。所有者不明土地というのは、最近結構問題になってきています。業種によってはこの問題、ああこれはよくぶち当たるなという方もいらっしゃると思いますし、業種によっては全く関係ないという方もいらっしゃるでしょうけども、私生活上でやっぱりこういうことで問題になったことがある、そういう経験されてる方も結構いらっしゃるんじゃないかなと思います。所有者不明土地の定義なんですけれども、国土交通省のホームページなんかですと、不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡が付かない土地という定義されています。具体的にいうと、所有者の探索を行うものの利用できる台帳、これ登記簿謄本とかそういったものですけども、こういったものが更新されていないという理由から、所有者の特定を直に行うことができないとか。あるいは、登記には所有者の名称とか住所とかが書かれてはいるんですけども、住所の更新もされていなくて生きてはいらっしゃるんだろうけども、どこにいるかはわかんないという土地とか。あるいは、登記名義人が亡くなっていて、そうすると普通は相続人の方が相続登記というのをやらなきゃいけないわけですけども、これをしないままに今度相続人の方も亡くなってというのが何代も続くことになって、数代に渡って相続登記されていましてから相続人が何百人とかでまとめて共有してるなんて土地があったりということもあります。平成28年の時点では、このように登記簿なんかから所有者の所在を確認できない土地というのは、全国の土地の中でも20.3%あるということで、その総計の面積が九州と同じくらいということですから。これ平成29年に報告された結果によりますから、現在は特別措置法の制定なんかがありまして、若干面積は減ったというふうに聞いてます。次ですが、どうしてじゃあこういう所有者不明土地が増加してきてしまったのかということですけども、これ国土交通省のホームページなんかにもまとまっているんですが、公共工事の関係の中ではこういう地理が問題になってますということで挙げられてるのは、やはりその公共工事の施工の時に持ち主わかんないから施工できないとか。あるいは、不法投棄の土地を撤去しようと思っても、誰がその物を保管してるかもわかんないとか、こういったところでかなり問題になってるって話があります。公共工事の観点ではそういうことかもしれないんですが、私生活上でよく問題になるのは、例えば近くの家が空き屋になっていて、例えば出火とかもするかもしれないという時に、それ何とか撤去してもらえないかと言っても持ち主が誰かわからなくてできないということですか、あるいはよく相談があるのは隣の家の木がぼうぼうに生えて、い

つもいつも桃とか家に落ちて来るとか。あるいは、隣に家の木がこっちの自宅にぶつかっちゃっててということがあるんですけども、これ勝手に切ったりとかやっぱできないわけですから、そうするとこれはやっぱり問題になってくる。これをじゃあどうするのという、相手特定できないわけですから、何もできないで見てるしかないということになっちゃうんですね。こういうふうに民事上、一般人の中でもこういうふうに問題になることが出てくると。その背景は、相続登記をする時には結構な費用が司法書士の先生に依頼してかかる。あるいは必要な書類を集める費用とかいうこともかかりますし。それから、山林や農地なんか自分が使わない時にはお金をかけてまで別に貰いたくないなんてこともあってほったらかしにしちゃうこともあったりする。いろいろな理由があってこういうふうに所有者不明土地というのが、それこそ戦後からずっと何十年もかけて増え続けてきて、今問題になってるということです。こういうふうにどのような方法で今まで対応していたかというところなんですけれども、民法上は不在者財産管理人制度というのと、それから相続財産管理人制度と二つの定めがあります。まず、不在者財産管理人って何かというと、土地の所有者はわかってはいるんだけど、どこにいるかわからないという時に、これは申し立てを行って裁判所に不在者財産管理人という方を選任してもらうことになります。基本的には、司法書士とか弁護士とか専門職が就くということになるんですけども、その方がいなくなった代わりにその土地の管理をする権限を取得するということになるので、ただこの土地を撤去してくださいと頼まれた時に、それを持ち主の代わりに行うというような制度です。それから、相続財産管理人制度というのは相続人があることが明らかじゃない場合という条件があるんですけども、要は結局お子さんも誰もいらっしゃらないまま亡くなってしまって、そのまま相続人が誰もいない状態ということとか、あるいはそのお子さんたちが相続放棄なんかをしたりして、誰も相続する人がいなくなっちゃったというような時に、相続人がいないと管理する人いないわけですから、その相続財産を代わりに管理するというので相続財産管理人というのを裁判所にまたつけてもらうというような制度で、ちょっと似てる制度だとは思いますが、これもやはり専門職の方が就くことが多いと思います。これらの制度を使えばそういった誰が持つてかわからない、どこにいるかわからないというような土地の管理についてもいろいろ解決するということできるわけですけども、相続人がいないかどうか調査するとか、登記名義人がどこにいるか調査するとか、それから裁判所に納める予納金。つまり予納金とか何かというと、相続財産管理人とか不在者財産管理人になる専門職に対する報酬にはなるわけですけども、そういったものの費用というのは申し立てる方の自己負担ということになってきます。これは相当な金額がかかって、調査だけでもそれこそ数十万円位かかることもありますし、予納金なんかも対応する内容によっては数十万円から百万円以上かかるということもあったりします。すると、それだけかけてまでやる意味ないかということで諦めてしまうということが本元なんじゃないかなというふうに思います。これまでご説明してきたところですけども、自分が迷惑被っている時にどういうふうに解決すればいいのかという観点でちょっとお話をしましたが。次にですが、今皆さんがお持ちの土地について、もしかすると将来所有者不明土地になってしまうんじゃないかなということについてお話したいと思います。福島でずっとお住まいの方であれば親から相続した土地沢山あって、例えば山林とか畑とか持ってらっしゃる方って多くいらっしゃると思います。ここで問題

になるのが、その土地を持ってる方というのは土地を持ち続ける限り固定資産税払わなきゃいけないってのありますし、それから土地持ってるってことであれば、その土地をきちんと管理しないと、その土地が崩れたとかってことで他の方に迷惑かけるなんてこともあるかもしれないし。空き家になってたとしても建物の管理しないと、そこから出火したとか何かあった時にやっぱり責任が出てくる場合があります。実際の事例ということなんですけど、これは私が相談を受けた件なんですけども、例えば埼玉で弁護士やってた頃はよく相談を受けたのは、田舎のほうで両親が亡くなって自分は埼玉とか関東来ちゃって働いてると。その中で、相続したけども親がどういう土地持ってるかわからなかったからそのままほったらかしにしておいたわけですね。そうすると、実は亡くなった両親というのは田舎のほうに結構大きな山林とか持っていたりして、それが国道沿いの土地だったりとかするわけですけども、そうすると山林なので手入れしないと木とかも腐っちゃったりするわけですね。間伐もしてないしということで。その中の木が腐って倒れてきて、たまたま走行してきた車にぶち当たったということがあって、運転手の方が大怪我したと。請求については確か2,000万とか3,000万位だったと思いますけれども、その請求があってどうすればいいですかと言ってもどうしようもないんですね。車であれば保険がありますが、保険に入っていない以上自己負担で払わなきゃいけないということになってきます。こういった問題が、相続登記しないまま放っておいた崖地なんかが台風、この間台風19号もありましたけども、ああいったことで崩れると当然その持ち主が自己負担でその擁壁工事とかしなきゃいけないわけなんですけども、それを代わりに自治体が行うことで自治体が行った工事費用を後で払ってくださいと請求が来ると、こういった請求も当然支払わなきゃいけないということになってきたりとか。あとは固定資産税って基本的に持ち主に請求が来るってわけじゃないんですね。例えば、相続がおきた時に何人かで相続があったとしても、その代表相続人に固定資産税一括で請求して、そして本当は固定資産税というのは持ち主が二分の二つ持っているのであれば二分の二つ負担しなきゃいけないわけなんですけども、自治体のほうでは代表相続人に全額請求して、あとは相続人同士で平等に分担しなさいと、そういうふうな制度になってます。そうすると、相続されてしばらく経った後、相続人も沢山いると。その中で、特定の人だけに固定資産税の請求来てるわけなんですけど、自分使ってもいないし単独で使う権利もないし、他の人にも負担求めたいけど他の相続人も誰だかわからないと、こんなことがあったりということもあります。これはつまり、今現在というよりは自分の子供とか孫とかそういった代になった時、必ず問題になってくるんじゃないのかなと思います。こういった土地あった時に、じゃこれいらんよと相続人のほうで子供のほうとか孫のほうで、そんな田舎の土地貰ってもしょうがない、そういうふうになった時に手放すこと出来るのですかということなんですけども、ここが実は非常に大きな問題があります。手放す方法としては、自治体に寄付してしまうとか、誰かにあげたり売ってしまうとか、あるいは親が亡くなった時に相続放棄をしてしまうとか。あるいは、土地の所有権自体を放棄してしまうという方法が考えられます。自治体に寄付するというのは、これ自治体はそういうふうな擁壁工事とかしなきゃいけないような土地とか絶対に受け取らないんですね。それするには、そこに住んでる人たちの税金を使わなきゃいけないので、わざわざそんな土地を受け取りたくはないわけで、寄付というのはほとんど受け取ってくれないです。資産価値のある土地だったらまだしもということですね。それ

から、贈与なんかであれば贈与を受ければ贈与税を貰った人は払わなきゃいけないし、それを欲しいなんて人もそもそもいないだろうし、売却といったら自分で利用価値ないと思ってる土地売るわけだから、そもそも買いたいって人はいないわけですね。利用価値あればそれこそそのまま売却すればいいだけの話ですから。それから、相続放棄すればすべて免れられるのかということなんですけども、相続放棄をした場合であってもこれは一定の責任というのが残ります。自分の財産と同一の注意義務を持って管理をし続けなきゃいけない。これをずっと続けなきゃいけないってことになります。土地の所有権の放棄というのは、これはそもそもそれができるのかどうかというのはこれまで争いがあったところですよ。一般的には所有権の放棄というのは動産、つまりその辺の物ですよ。そういうものはポイっと捨てればそれで放棄ってことできるわけですけど、不動産というのはポイっと捨てるってことはできないので、それは捨てるということが出来るのかどうか、慣例的にはできるだろうというふうにされていまして。実際のところ、所有権放棄した時どんな流れになるかということなんですけども、所有権じゃあ放棄しましたということになると、登記の手続き上は所有権を放棄した人と、それと所有権を取得することになる国とが共同で申請して登記をしなきゃいけないということになります。ところが、じゃあ放棄したので協力してくださいなんて国に言っても、国は絶対に協力してくれないですね。そうすると、放棄しましたと自分で口で言ってるだけで、いつまで経っても登記の名義は自分のままになってしまうということがあります。相続放棄について問題になるのは、先程のとおり自己の財産におけるのと同じの注意を持っての管理をしなきゃいけない、こういう義務が残りますから。そうすると、それから逃れたいということであれば、相続財産管理人の選任をしなきゃいけないんですけども、その相続財産管理人にはさっきお話したとおり費用がやっぱりかかってくるということです。ということで、土地をこれいらんよと子孫の方が思ったとしても、なかなかそれを簡単に手放すってことができない制度設計にはなっていて、この辺について新しく改革するような流れというのは実際はないところですよ。最後にですが、現在この所有者不明土地の解決にあたってはいろいろな法律ができてきています。特に公共工事のためにという限定ではありますけども、民間の事についてはまだ全然法律は変わってないわけなんですけども、公共工事に関してはそれができやすいようにいろんな制度が改革されてきました。例えば、この所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法というのがありまして、これは公共工事をする国や地方公共団体が要望すると、法務局の登記官が調査をしてくれて、この人が持ち主ですよと調べてくれる制度ができました。これはそもそもこういう制度がなかったから、国とかそういったことが自分で調べなきゃいけなかったわけですね、自治体も。こういった事が新しく出来た事。それから、公共工事受注した業者さんなんかを持ち主調べるなんて時には、この制度を使えなかったということもありますけど、最近の改革で公共工事を実施している事業主体はこの土地の持ち主わかんないという時には、自治体を介して登記官に持ち主を調べてもらうなんていう制度ができました。これももちろん調べて貰えば、その調査の費用もかからないし手間もかからないわけですから、非常に良い制度なんじゃないかなというふうに思います。こんな感じで徐々ではありますけれども、公共工事なんかについては所有者不明土地が減少する傾向にあるということです。もう時間かと思しますので、これで報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。